

リサイクル燃料備蓄センターの工事計画および貯蔵計画の  
変更届出について

当社は、リサイクル燃料備蓄センターの工事計画および貯蔵計画の変更について、原子力規制委員会に届出いたしましたので、お知らせいたします。

○ 事業許可申請書の工事計画の変更届出

・「五、使用済燃料貯蔵施設の工事計画」

追加工事開始を「2019年度」から「2021年度」に変更

工事計画に記載する事業開始を「2021年度」から「2023年度\*」に変更

\*事業開始時期については、使用済燃料を収納した金属キャスクの搬入までに定める保安規定の変更認可の見通しが得られた段階で見極めるため、現時点では暫定的なものである。

○ 貯蔵計画の変更届出

・2021年1月28日に届出を行った貯蔵計画の変更（2021年度～2023年度）

（具体的変更内容）

2021年度 1基 → 0基

2022年度 5基 → 0基

2023年度 8基 → 1基

別紙1：五、使用済燃料貯蔵施設の工事計画

別紙2：貯蔵計画

参考資料：（資料1）事業開始見込み時期変更の理由

（資料2）新規規制基準適合性審査の変遷

（資料3）事業開始までの流れ

以上



貯 蔵 計 画

原子力規制委員会 殿

RFS発官 3 第12号  
令和3年7月21日

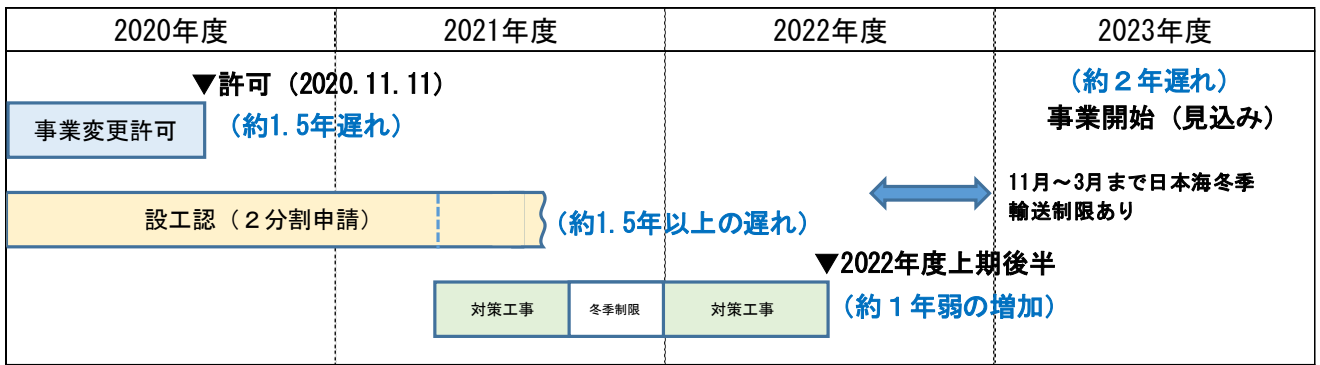
住所 青森県むつ市大字関根字水川目596番地1  
氏名 リサイクル燃料貯蔵株式会社 代表取締役社長 高橋 泰成

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の13及び使用済燃料の貯蔵の事業に関する規則第23条第3項の規定により次のとおり届け出ます。

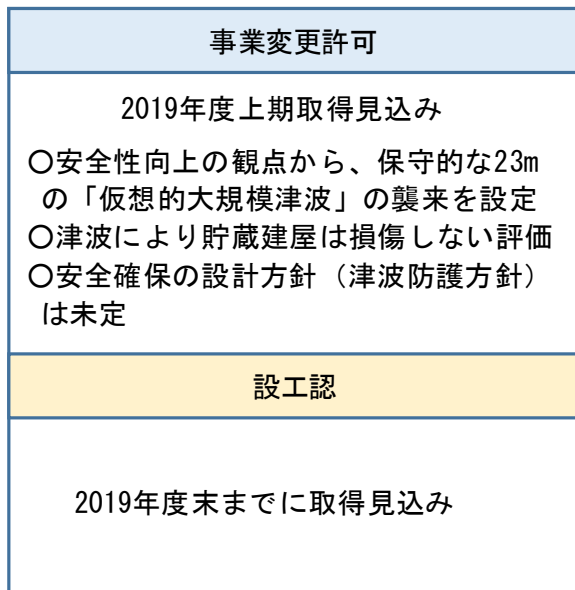
事業所		名 称		リサイクル燃料備蓄センター							最大貯蔵能力 (トン)			約3000			
		所 在 地		青森県むつ市													
年度別	期別	燃料体の種類 (注)	使用済燃料受入量					使用済燃料払出量					期末在庫量				
			封入した容器数 (体)	燃料体数 (体)	ウランの量 (トン)	ウラン235の量 (トン)	プルトニウムの量 (トン)	封入した容器数 (体)	燃料体数 (体)	ウランの量 (トン)	ウラン235の量 (トン)	プルトニウムの量 (トン)	封入した容器数 (体)	燃料体数 (体)	ウランの量 (トン)	ウラン235の量 (トン)	プルトニウムの量 (トン)
2021年度	上期	BWR	0	0	0	0	/	0	0	0	0	/	0	0	0	0	/
		PWR	-	-	-	-	/	-	-	-	-	/	-	-	-	-	/
	下期	BWR	0	0	0	0	/	0	0	0	0	/	0	0	0	0	/
		PWR	-	-	-	-	/	-	-	-	-	/	-	-	-	-	/
	計	BWR	0	0	0	0	/	0	0	0	0	/	0	0	0	0	/
		PWR	-	-	-	-	/	-	-	-	-	/	-	-	-	-	/
2022年度	上期	BWR	0	0	0	0	/	0	0	0	0	/	0	0	0	0	/
		PWR	-	-	-	-	/	-	-	-	-	/	-	-	-	-	/
	下期	BWR	0	0	0	0	/	0	0	0	0	/	0	0	0	0	/
		PWR	-	-	-	-	/	-	-	-	-	/	-	-	-	-	/
	計	BWR	0	0	0	0	/	0	0	0	0	/	0	0	0	0	/
		PWR	-	-	-	-	/	-	-	-	-	/	-	-	-	-	/
2023年度	上期	BWR	0	0	0	0	/	0	0	0	0	/	0	0	0	0	/
		PWR	-	-	-	-	/	-	-	-	-	/	-	-	-	-	/
	下期	BWR	1	69	12	1	/	0	0	0	0	/	1	69	12	1	/
		PWR	-	-	-	-	/	-	-	-	-	/	-	-	-	-	/
	計	BWR	1	69	12	1	/	0	0	0	0	/	1	69	12	1	/
		PWR	-	-	-	-	/	-	-	-	-	/	-	-	-	-	/
合 計	BWR	1	69	12	1	/	0	0	0	0	/	1	69	12	1	/	
	PWR	-	-	-	-	/	-	-	-	-	/	-	-	-	-	/	

注 燃料体の種類別に記載すること。  
備考1 ウラン、ウラン235又はプルトニウムの量は、原子核分裂させる前のものを記載すること。  
2 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。  
BWRは発電用の軽水減速、軽水冷却、沸騰水型原子炉の使用済ウラン燃料を示す。  
PWRは発電用の軽水減速、軽水冷却、加圧水型原子炉の使用済ウラン燃料を示す。  
ウランの量、ウラン235の量、プルトニウムの量が1トン未満の場合は1(トン)と記載する。  
各欄毎に端数処理(四捨五入)を実施しているため、上期・下期の和と計が一致しない場合がある。

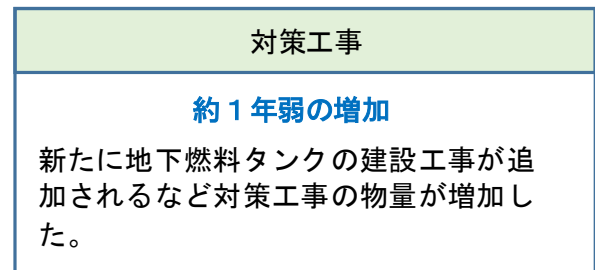
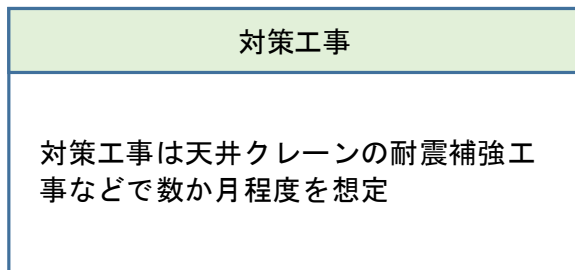
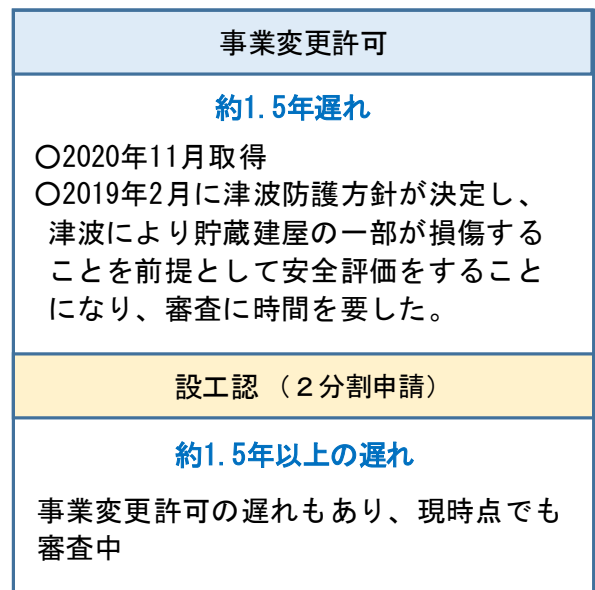
事業開始見込み時期変更の理由



【2018. 12の時点】



【2021. 7の現状】



審査に時間を要したこと（当初、設工認認可を2019年度末と見込んでいたが、現在も審査中；約1.5年以上の遅れ）に加え、追加工事の物量が増加し長期化（約1年弱の増加）したことにより、事業開始の見込み時期は、約2年の遅れ。

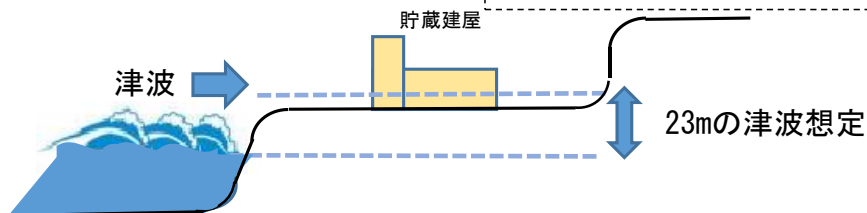
「事業開始見込み時期」は、あくまでも暫定的なものであり、保安規定の変更認可の見通しが得られた段階で見極めることとする。

## 新規制基準適合性審査の変遷

### 【2018年12月】事業開始時期変更検討時

更なる安全性向上の観点から、保守的な「仮想的大規模津波」の襲来を設定。貯蔵建屋は損傷しない前提で安全評価を実施。

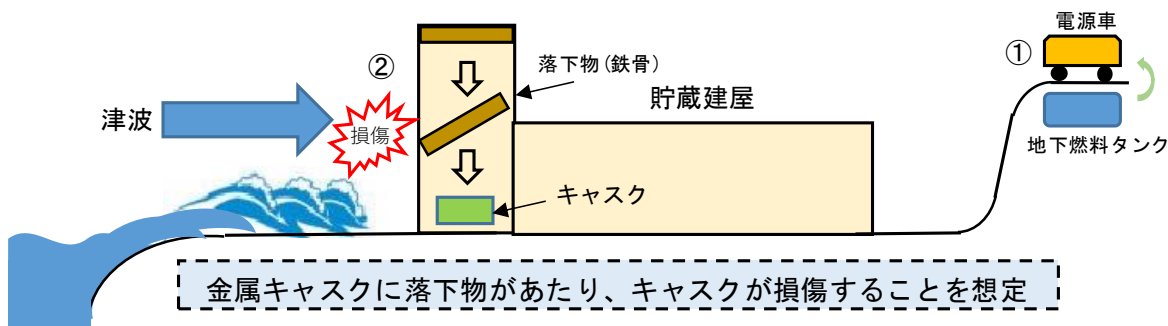
【仮想的な大規模津波とは】  
青森県（2013.1）による敷地付近の津波想定（11.5m）を2倍としたもの



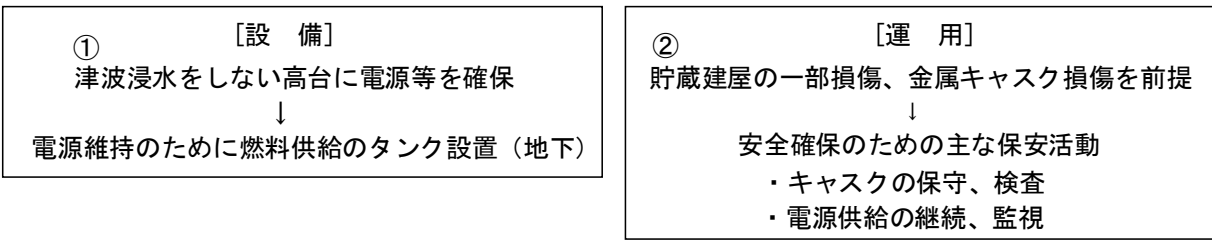
23mの津波襲来を設定したが、安全確保のための設計方針が決まっていなかった

### 【2019年2月】津波防護方針決定後

津波により貯蔵建屋の一部が損傷することを前提として安全評価を行うように変更。



### 【2020年11月】設計方針に以下の内容を反映し、事業変更許可取得



設計方針の決定前は、追加工事は小規模なもの（耐震補強工事；数か月）を想定していたが、追加工事の物量が増加し長期化（地下燃料タンク；1年強）した。このため、審査に時間を要したこと（当初、設工認認可2019年度を見込んだが、現在も審査中）を含め、現時点の事業開始の見込み時期が2年遅れることとなった（2021年度→2023年度）。

保安規定審査では、追加工事完了後の設備を用いた保安活動の確認がされることもあり、審査期間を設定することが困難となることから、事業開始時期を見極める時期を「設工認認可後」から、その後の「事業開始段階の保安規定の変更認可の見通しが得られた段階」とする。

## 事業開始までの流れ

